

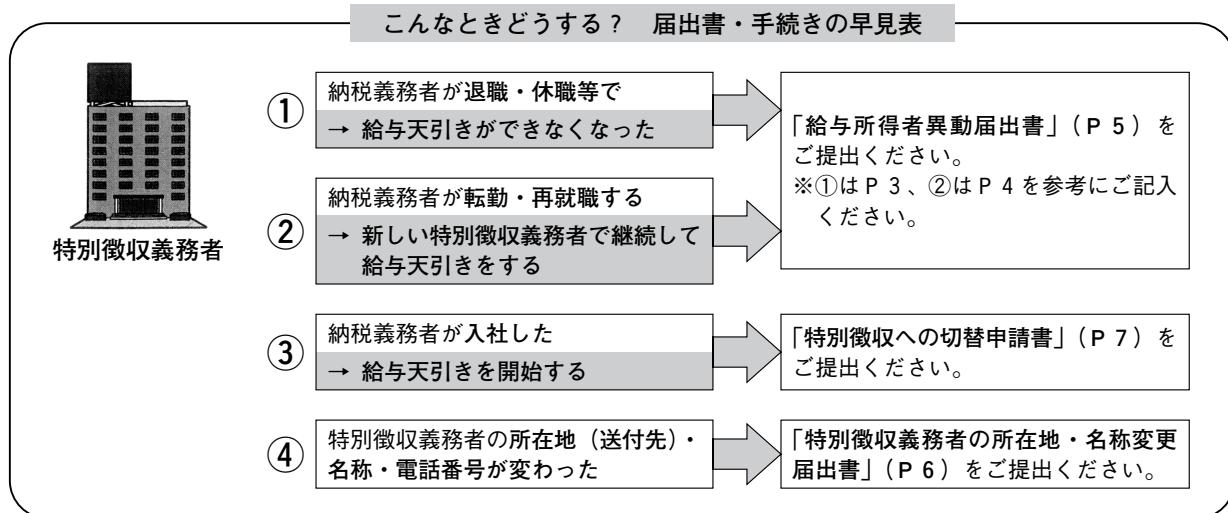
令和5年度 市民税・都民税特別徴収 取扱いの手引き

令和5年度 市民税・都民税の特別徴収について

市民税・都民税の特別徴収につきましては、日頃よりご理解とご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

令和5年度市民税・都民税の特別徴収について、地方税法及び市税条例の規定により、貴社を特別徴収義務者と指定させていただき、その取扱いをお願いすることになりました。

つきましては、「市民税・都民税特別徴収 取扱いの手引き」、その他関係書類を同封いたしましたので、ご一読のうえご協力いただきますようお願いいたします。



目次

表紙	
早見表	
特別徴収についてのご案内	1～2 P
給与所得者異動届出書の記入例	3～4 P
☆給与所得者異動届出書	5 P
☆特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	6 P
☆給与からの特別徴収への切替申請書	7 P
☆特別徴収税額の納期の特例に関する申請書	8 P
特別徴収税納入機関の指定について	9 P
納入についてのご案内	10 P
納入に際しての注意事項	11 P
納入書等取扱い上の注意	12 P
納入書記入例	13～14 P

☆のついている申請書は、当市ホームページ・P C版
(<https://www.city.fuchu.tokyo.jp/>)よりダウンロードできます。

トップページ：便利なオンラインサービス▶申請書ダウンロード>暮らし・手続き>税金>市(都)民税特別徴収書類各種ダウンロード

※ダウンロードできない方は、手引き内の各様式をコピーしてお使いください。

東京都府中市

問合せ先

○課税について(表紙～8ページ)

市民部市民税課特別徴収係 電話 (042)335-4442(直通)

○納税について(9ページ～14ページ)

市民部納税課管理係 電話 (042)335-4448(直通)

〒183-8703 府中市宮西町2丁目24番地

電話 (042)364-4111(代表)

特別徴収についてのご案内

1 個人番号と法人番号の取扱い

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）導入に伴い、平成29年1月1日以降、異動届出書等に法人番号及び個人番号を記入する様式に変更となりました。個人番号の取扱いについては、十分ご注意のうえ、記入をお願いいたします。

なお、平成30年度税制改正により、書面による特別徴収税額の決定通知（特別徴収義務者用）には当面個人番号を記入しないこととなりましたので、ご承知おきください。特別徴収義務者においては、引き続き従業員の個人番号の収集に努めていただき、その個人番号は特別徴収に係る事務以外には使用することができませんので、ご注意ください。

2 退職又は転勤等による異動届出書の提出

退職・休職あるいはその他の理由によって給与の支払いを受けなくなった場合、異動の発生した日の属する月の翌月10日までに市民税課に「給与所得者異動届出書（5ページ）」を提出してください。届出書が不足する場合は、コピーしてお使いいただくか、当市ホームページよりダウンロードしてください（表紙をご参照ください）。

なお、転勤等により引き続き特別徴収を行う場合は、新勤務先を経由して提出してください。この際、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は記入しないでください。

3 特別徴収の一括徴収

(1)納稅義務者が令和5年6月1日から同年12月31までの間に退職され、納稅額について一括徴収の方法による徴収を希望された場合は、給与又は退職手当等の支払いをする際に残りの税額を徴収し、納入するようお願いいたします。

(2)令和6年1月1日から同年4月30までの退職者については、残りの税額の一括徴収が義務づけられていますので、徴収してください。
(地方税法321条の5)

4 納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時10人未満の事業所は、「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書（8ページ）」を市民税課に提出し、市長の承認を受けることによって、毎月徴収した税額を、年2回（納期限12月10日、翌年6月10日）で納入することができます。

5 退職所得に係る特別徴収税額の徴収

退職手当等の支払いがあった場合、特別徴収義務者が税額を計算し、特別徴収していただく必要があります。徴収した税額は、納稅義務者が退職した年の1月1日現在の住所地の市区町村に納入してください。

なお、府中市に納入していただく場合は、「市民税・都民税納入申告書」（納入済通知書の裏面）に必要事項を必ず記入してください。

6 eLTAXによる手続

当市では、給与支払報告書の提出及び特別徴収関連手続きにおいて、インターネットを利用した電子サービス「eLTAX（エルタックス）」での受付を行っています。

(1)令和5年度特別徴収税額通知（正本または副本データ）の提供

当初申告をeLTAXで行い、特別徴収税額通知の希望する受取方法について「電子データ」を選択された事業所に対し、電子による特別徴収税額通知の「正本通知（電子署名あり）」または「副本通知（電子署名なし）」を送付します。

なお、電子による特別徴収税額通知の「正本通知（電子署名あり）」を選択された場合でも、書面での副本及び納稅義務者用の特別徴収税額通知を郵送します。

特別徴収税額通知の希望する受取方法と本市からの通知方法の対応については下表のとおりです。

特別徴収税額通知の受取方法	
希望する受取方法	特別徴収税額の通知方法
電子データ（正本）	書面（副本）と電子データ（正本・電子署名あり）
書面（正本）	書面（正本）
書面（正本）+ 電子データ（副本）	書面（正本）と電子データ（副本・電子署名なし）

注意事項

- ①当初申告の際に受取方法の希望を「電子データ」に設定していても、申告期限を過ぎて給与支払報告書を提出されると、電子による通知には対応できない場合があります。
- ②当初申告で選択した受取方法は、eLTAXを介して変更することが出来ません。変更を希望する場合は、「eLTAX特別徴収税額通知受取方法変更届出書」を市民部市民税課特別徴収係あてにご郵送ください。なお、届出書の書式は、府中市ホームページの申請書ダウンロード>くらし・手続き>税金>市（都）民税特別徴収書類各種ダウンロードより取得できます。
- ③電子による正本通知には、マイナンバーの情報を含んでいます。設定するメールアドレスは、必ずマイナンバーを取扱うことができる部署のメールアドレスにしてください。

(2)個人住民税（特別徴収）でご利用できる手続き

- ①電子申告
・給与支払報告
 - ・給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出
 - ・普通徴収から特別徴収への切替申請
 - ・退職所得に係る納入申告及び特別徴収票または特別徴収税額納入内訳届出
- ②電子申請・届出
・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出

給与支払報告書の提出・各種手続きの際には、便利なeLTAXをご利用ください。

ご利用についての詳細は、eLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/> ※令和5年1月1日時点) でご確認ください。

7 特別徴収義務の徹底

給与所得者については、その給与所得に係る住民税について、原則として特別徴収の方法（給与からの天引き）によって徴収しなければならないとされています。前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合は、原則として、アルバイト・パート・役員等全ての従業員が特別徴収の対象になります。

本市では、平成29年度から、都内の62市区町村（オール東京）による取組みとして、給与収入に係る個人住民税の特別徴収を徹底しておりますので、事業主の方はご理解・ご協力を願いいたします。

8 普通徴収を認める基準・手続き

(1)普通徴収を認める基準

普通徴収を認める基準は次のとおりとなります。次の基準のいずれにも該当しない場合、普通徴収にはなりません。

普A：総従業員数が2名以下（他の区市町に居住する受給者を含む事業所全体の受給者の人数から、以下の理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数）

普B：他の事業所で特別徴収をしている

普C：給与が少なく、税額が引けない（年間の給与支給額が100万円以下）

普D：給与の支払いが不定期（例：給与の支払いが毎月でない）

普E：事業専従者（個人事業主のみ対象）

普F：退職者・退職予定者（5月末日まで）及び休職者

※休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払いを受けていない場合に限ります。

(2)普通徴収にするための手続き

上記の普通徴収を認める基準に該当し、普通徴収を希望する場合は、「給与支払報告書」のご提出時に、①「普通徴収切替理由書」の提出②「給与支払報告書」の摘要欄に該当する基準の符号（普A～普F）の記載の2点が必要となります。

普通徴収を認める基準に該当していても、上記2点が漏れている場合は特別徴収となりますのでご注意ください。

※「給与支払報告書」の提出後に、従業員が上記の基準に該当することになり普通徴収に切り替える場合は、「給与所得者異動届出書（5ページ）」をご提出ください。

9 その他

(1)納税義務者の住所・氏名等は、住民基本台帳に基づいて記載されています。給与支払報告書にてご報告いただいた住所・氏名と相違がある場合には、ご確認のうえ、市民税課にご連絡ください。

なお、市民税・都民税は、令和5年1月1日現在の納税義務者の住所地及び氏名で課税となります。このため、「給与所得等に係る市民税・都民税特別徴収税額通知書」には1月1日現在の住所及び氏名を表示しております。

(2)特別徴収義務者の名称・所在地・電話番号・書類送付先に変更がありましたら、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書（6ページ）」を市民税課に提出してください。

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書の記入例（退職）

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書																																											
○異動があった場合は、すみやかに提出してください。																																											
市区町村長殿 令和5年9月5日提出		所在地 フリガナ		〒 183-0055 府中市府中町2-24 トウキョウフチュウ				5年度																																			
		氏名又は名称 株式会社 東京府中						① 現年度 2. 新年度 3. 両年度																																			
個人番号 又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		個人番号の記載が当たっては、左端を空欄とし右詰めで記入				特別徴収義務者 指定期番号 宛名番号		234570 14																																			
フリガナ 氏名 府中 太郎						所属 人事課 給与係																																					
生年月日 1956年10月1日						担当者 氏名 東京花子																																					
個人番号 2 1 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9						電話 (042) 364-4111 内線()																																					
受給者番号 1月1日現在の住所 府中市宮西町2-1-23						※「7. その他」を選択された場合は事由・理由をご記入ください。 事由・理由																																					
異動後の住所																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(ア) 特別徴収税額 (年税額)</th> <th>徴収済額 (イ)</th> <th>未徴収税額 (ア)-(イ)</th> <th colspan="2">異動年月日</th> <th colspan="2">異動の事由</th> <th colspan="2">異動後の未徴収税額の徴収方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td>6月から</td> <td>9月から</td> <td>5年</td> <td>1 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.</td> <td>① 退転 休職 職員 死 支払少額 合併 解雇 欠勤 離職 他</td> <td>3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>8月まで</td> <td>5月まで</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>120,000 円</td> <td>30,000 円</td> <td>90,000 円</td> <td>31日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										(ア) 特別徴収税額 (年税額)		徴収済額 (イ)	未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法				6月から	9月から	5年	1 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.	① 退転 休職 職員 死 支払少額 合併 解雇 欠勤 離職 他	3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			8月まで	5月まで							120,000 円	30,000 円	90,000 円	31日		
(ア) 特別徴収税額 (年税額)		徴収済額 (イ)	未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法																																			
		6月から	9月から	5年	1 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.	① 退転 休職 職員 死 支払少額 合併 解雇 欠勤 離職 他	3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)																																				
		8月まで	5月まで																																								
		120,000 円	30,000 円	90,000 円	31日																																						
<p>1. 特別徴収継続の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>特別徴収義務者 指定期番号 新規</td> <td>法人番号 〒</td> <td colspan="8">新しい勤務先へは、月割額_____円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。</td> </tr> <tr> <td>新規 特別徴収義務者 指定期番号 所在地 フリガナ 氏名又は名称</td> <td colspan="8">受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記入) 1. 必要 2. 不要</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="8">内線()</td> </tr> </table>										特別徴収義務者 指定期番号 新規	法人番号 〒	新しい勤務先へは、月割額_____円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。								新規 特別徴収義務者 指定期番号 所在地 フリガナ 氏名又は名称	受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記入) 1. 必要 2. 不要										内線()												
特別徴収義務者 指定期番号 新規	法人番号 〒	新しい勤務先へは、月割額_____円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。																																									
新規 特別徴収義務者 指定期番号 所在地 フリガナ 氏名又は名称	受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記入) 1. 必要 2. 不要																																										
		内線()																																									
<p>2. 一括徴収の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>理由 右から番号を記入</td> <td>1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため</td> <td>徴収予定期日 (上記(ウ)と同額)</td> <td colspan="7">左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>月 日</td> <td colspan="7">円</td> </tr> </table>										理由 右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定期日 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。									月 日	円																				
理由 右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定期日 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。																																								
		月 日	円																																								
<p>3. 普通徴収の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>理由 右から番号を記入</td> <td>1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため</td> <td colspan="8">※市区町村記入欄</td> </tr> </table>										理由 右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市区町村記入欄																															
理由 右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市区町村記入欄																																									

【提出先】〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地 府中市役所 市民税課 特別徴収係 042-335-4442

<一括徴収と普通徴収>

☆1月1日～4月30日に退職
→本人の意思にかかわらず、一括徴収。
※「退職時の給与がない」など一括徴収ができない場合は「3. 普通徴収の場合」の理由を記入してください。

☆6月1日～12月31日に退職
→本人からの申出により、一括徴収。
「2. 一括徴収の場合」の理由を記入してください。

☆死亡退職の場合は、普通徴収になります。

御注意
宛名番号の欄には、特別徴収税額通知書に記入された宛名番号を記入してください。
勤務先に記入する場合は、前勤務先では記入せず、新勤務先に記入して、新勤務先に交付願います。
ただし、「給与支払者の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先で本人か本人の代理人の提出を受け記入してください。
また、「給与支払者の欄の「個人番号」は、前勤務先が個人事業主の場合は、前勤務先では記入せず、新勤務先で本人か本人の代理人の提出を受け記入してください。
新勤務先では「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記入し、「1月1日現在の住所」欄に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
1月1日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告書 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書の記入例（転勤）

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書											
○異動があった場合は、すみやかに提出してください。											
								5年度			
								① 現年度	2. 新年度	3. 両年度	
市区町村長殿		所在地		〒 183-0055 府中市府中町2-24 トウキョウヲフチュウ				特別徴収義務者 指定期間番号	234570		
令和5年9月5日提出		給与支払者 特別徴収義務者		氏名又は名称		株式会社 東京府中		宛名番号	14		
				個人番号 又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		担当者先	人事課 給与係		
								氏名	東京花子		
								電話	(042) 364-4111 内線()		
給与所得者	フリガナ	フチュウ タロウ		特別徴収税額 (年税額)		徴収額	(ウ)	未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	氏名	府中 太郎		120,000		6月から	9月から		5年	② ① 退職・休死	1. 特別徴収継続
	生年月日	1956年10月1日				8月まで	5月まで		右から番号を記入	3. 4. 5. 6. 7. その他の理由を選択された場合は理由をご記入ください。 ※[7. その他の理由を選択された場合は理由をご記入ください。 事由・理由]	2. 一括徴収
	個人番号	2 1 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9				30,000	90,000	円	右から番号を記入	31日	3. 普通徴収 (本人納付)
	受給者番号										
	1月1日現在の住所	府中市宮西町2-1-23									
異動後の住所											
1. 特別徴収継続の場合											
新規		法人番号		9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7		新しい勤務先へは、月割額 10,000 円を 9月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。					
新規		所在地		〒 100-○○○○ 千代田区丸の内○-○-○		担当者連絡先		人事係			
新規		フリガナ		○○ ○ (カ)		氏名		府中 一郎			
新規		氏名又は名称		○○ 株式会社		電話		03-XXXX-XXXX 内線()			
2. 一括徴収の場合											
理由		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定期日		徴収予定期額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。			
				月 日		円					
3. 普通徴収の場合											
理由		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		※市区町村記入欄							

【提出先】〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地 府中市役所 市民税課 特別徴収係 042-335-4442

<転勤の場合の異動届の流れ>

☆前勤務先→新勤務先→府中市

☆転勤などにより新勤務先で特別徴収する場合は、前勤務先で上段に記入し、新勤務先に送付願います。新勤務先は「1. 特別徴収継続の場合」を記入し、1月1日の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。

☆徴収を開始する月は、前勤務先と調整のうえ、お間違いのないようにお願ひいたします。

<個人番号の記入について>

☆給与所得者の個人番号は前勤務先では記入せずに、新勤務先が記入してください。

☆前勤務先が個人事業主の場合、給与支払者の個人番号は記入しないでください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

4 3 2 1

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記入された宛名番号を記入してください。
 「特別徴収義務者指定期番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記入してください。
 「転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き継ぎ特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に送付願います。
 ただし、「給与所得者」欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先へ送付願います。
 また、「前勤務先が個人事業主の場合」「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先へ送付願います。
 新勤務先では「1.特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記入し、「1月1日現在の住所地(課税地)」の市区町村長に送付してください。
 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

										年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 兩年度	
市区町村長殿 令和 年 月 日 提出										所 在 地 フリガナ 氏名又は名称 個人番号 又は法人番号	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記入			
											特別徴収義務者 指定期番号		宛名番号	
											所 属		担 当 者 連絡先	
											氏 名		電 話	
										内線 ()				
給 与 所 得 者	フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日 月から 月まで	異動の事由 1. 退転 2. 休職 3. 死亡 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. その他 7. その他 <small>※「7. その他」を選択された場合は事由・理由をご記入ください。 事由・理由</small>	異動後未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 <small>右から番号を記入</small> 2. 一括徴収 <small>右から番号を記入</small> 3. 普通徴収 <small>(本人納付)</small>						
	氏名													
	生年月日			年 月 日										
	個人番号													
	受給者番号													
	1月1日現在の住所													
	異動後の住所													
		円	円	円										
1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額_____円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。				
新 し い 特 別 徴 収 勤 務 務 先	特別徴収義務者 指定期番号	<small>(新規)</small>		法 人 番 号										
	所 在 地													
	フリガナ													
	氏名又は名称													
2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。				
理 由	1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)								
					月 日									
3. 普通徴収の場合										<small>※市区町村記入欄</small>				
理 由	1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため													

【提出先】〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地 府中市役所 市民税課 特別徴収係 042-335-4442

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

◎変更があった場合は速やかに提出してください。

令和 年 月 日 府 中 市 長	給(特別徴収義務者)与支払者	所 在 地											特別徴収義務者 指 定 番 号	
		名 称 (氏名)											連絡者の係 及び 氏名 並びにその 電話 番号	係
		代表者の 職 氏 名												氏名
		法人番号	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	電話

◎フリガナは誤読をさけるために必ずご記入をお願いいたします。

事 項	変 更 前			変 更 後		
フリガナ						
所 在 地 (方書)	〒	-		〒	-	
フリガナ						
名 称						
電 話	()	-	内線	()	-	内線
異動事由	1. 所在地変更		2. 名称変更	3. 会社合併		4. その他()
	合 併 先	(名称) (指定番号)				
	合併後の指定番号	合併後、使用する指定番号は です。				
※合併先・新規の指定番号を使用する場合は別途『給与所得者異動届出書(転勤等による特別徴収届出書)』も併せて提出してください。						

備 考	送付先	<特別徴収事務に係る書類の送付先について> 上記以外への送付を希望される場合は下欄に記入してください。			
		送 付 先	〒	-	
		住 所			
		電 話 番 号	()	-	内 線
		フ リ ガ ナ			
		送 付 先 名 称			

【提出先】 〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地 府中市役所 市民税課 特別徴収係 042-335-4442

令和 年度 市民税・都民税 給与からの特別徴収への切替申請書

令和 年 月 日 府 中 市 長	給与(特別徴収義務者)	所在 地	〒 -							特別徴収義務者 指 定 番 号 連絡者の係 及 び 氏 名 並 び に そ の 電 話 番 号 氏名 電話 () -	新規 一 新規 付 け てく ださ い。
		フリガナ									
		名 称 (氏名)									
		代表者の職 氏 名									
		法 人 番 号									

給 与 所 得 者	フリガナ				生 年 月 日	納税通知書番号 (普通徴収分)				
	氏 名				(明・大 昭・平 年 月 日生)	普通徴収 <input type="checkbox"/> 期以降の金額 _____ 円を				
	現 住 所				当社では <input type="checkbox"/> 月分より特別徴収します。 (翌月10日が納期限)					
	1月1日現在の 住 所				月 割 額 の連絡					
	異動年月日	年 月 日			月 日までに通知書が必要 ※上記開始月から特別徴収を開始するために 月割額をいつまでに通知する必要があるの かを記入してください。通知書の発送が間に 合わない場合のみ電話連絡します。					
申 請 理 由 (該当理由に○印を 付けてください。)	1. 入社のため 2. 正社員となったため 3. 以前から入社していたが、本人から特別徴収の希望があったため 4. その他									
給 与 所 得 以 外 の 所 得 の 徴 収 方 法	1. 普通徴収分のうち、 <u>全ての所得</u> に対する税額を特別徴収 ※ただし、65歳以上で年金所得に対する税額については、特別徴収することができません。 2. 普通徴収分のうち、 <u>給与所得</u> に対する税額のみ特別徴収									

注意 事項	※普通徴収の納期限が過ぎた税額については、給与からの特別徴収への切替はできません。 ※申請する場合は、ご本人あてに送付された納付書を必ず同封してください。 ※年金所得がある方について切替を申請する場合は、事前にお問い合わせください。										

府中市 処理欄	入 力 日		担 当	普 : 特 : 年 :	普 : → 特 : 年 :	即 時 一括	新規 更正	徴 収 希 望	1. 自分で納付 2. 給与天引き 3. なし	口 座	有 無	電 話
------------	----------	--	-----	-------------------	---------------------	-----------	----------	------------	-------------------------------	-----	-----	-----

受付印

市民税
都民税

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

(令和 年 月 日提出)

府中市長	申請者	住 所 又 は 所 在 地											特別徴収義務者指定番号 電 話 番 号
		氏名又は名称											
		代表者の職氏名											
		法 人 番 号											

地方税法第321条の5の2(同法第328条の5第3項の規定により準用される場合を含む。)の規定による特別徴収税額の納期の特例について申請します。

所得税の源泉徴収において納期の特例の承認を受けていますか。(所得税法第216条)	はい · いいえ										
納期の特例の適用を受けようとする税額	年 月以後の特別徴収税額										
申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額 *賞与等の臨時の給与の金額を含みます。 *府中市以外の全市町村に在住の従業員を含む、事業所全体の人員及び支払金額を記入してください。 *臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払を受ける者の分とは別にして2段書き(上段に記入)してください。	月区分	給与支払人員	給与支払額	月区分	給与支払人員	給与支払額					
	年 月	(臨時 人)	(円)	年 月	(臨時 人)	(円)					
	·	常時 人	円	·	常時 人	円					
	年 月	(臨時 人)	(円)	年 月	(臨時 人)	(円)					
	·	常時 人	円	·	常時 人	円					
	年 月	(臨時 人)	(円)	年 月	(臨時 人)	(円)					
·	常時 人	円	·	常時 人	円						
現に市民税等の滞納がある場合又は最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない事由によるものであるときはその事由											
この申請書を提出した日以前1年以内に納期の特例に関する承認を取り消されたことの有無及び取消年月日	有 (年 月 日 承認取消) · 無										

※納期の特例を適用しなくなった場合(給与の支払を受ける者が、常時10人未満でなくなったとき等)は、「市・都民税特別徴収税額の納期の特例にかかる失格届出書」を提出していただく必要がありますので、ご連絡ください。

(市役所処理欄)

未定区分: 承認 · 却下 理由 ()

年　月　日

特別徴収税納入機関の指定について

特別徴収税の納入に東京都、関東

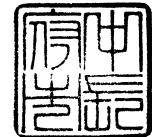
各県、山梨県以外のゆうちょ銀行・
各郵便局を利用される場合は、初回
の納入の際、右の通知書に郵便局名
を記入し提出してください。

なお、前年度の指定郵便局は今年
度も引き続き利用できますので再度
提出する必要はありません。

◎特別徴収月割税額を郵便局へ納入する場合、
限りこの指定通知書を提出してください。
初回納入の際に

郵便局長様

府中市長 高野律雄



特別徴収税納入機関の指定について

このことについて、地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、貴局を当市の市民税・都民税特別徴収税の取扱局に指定したので通知します。

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1 認可又は承認番号 | 事業第2号2030号 |
| 1 口座番号 | 00180-6-960632 |
| 1 加入者氏名又は名称 | 東京都府中市会計管理者 |
| 1 取りまとめ店 | ゆうちょ銀行
東京貯金事務センター |

納入についてのご案内

1 納入方法について

同封の「令和5年度給与所得等に係る市民税・都民税特別徴収税額の決定通知書」に納税義務者の月割額を算出してあります。第1回目の月割額は、6月に支払いをする給与から徴収し、第2回目以降の月割額は、7月から翌年5月まで毎月給与を支払う際、順次徴収し、翌月の10日(金融機関の休業日は翌営業日)までに取扱金融機関に納入してください。なお、ゆうちょ銀行・各郵便局では、納期限を過ぎますと取扱いができない場合がありますので、ご了承ください。

2 延滞金について

特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかった場合は、日数に応じて延滞金が加算されます。延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数により、税額に対し、延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう）に年1%の割合を加算した割合）に年7.3%を加算した割合（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合）を乗じて計算した額です。

ただし、納入すべき税額が2,000円未満の場合、延滞金はつきません。2,000円以上の場合は、1,000円未満の端数を切り捨てます。これにより、計算した延滞金額が1,000円に満たない場合は全額を切り捨て、延滞金額が1,000円以上の場合、100円未満の端数は切り捨てます。

納入に際しての注意事項

- 1 毎月の納入に際しては、「市民税・都民税特別徴収税額の決定（変更）通知書」の金額を確認のうえ、納入してください。特に端数処理の関係で、**初回納入月とそれ以降の納入月**の税額は、異なっていることがあります。最新の納入税額を確認のうえ、誤りのないよう納入してください。
- 2 転勤や退職等により異動届を提出し、税額が変更された場合、変更後の税額を記入した税額変更通知書をお送りいたします。**納入書は同封しておりませんので、最初にお送りしている納入書の金額を訂正し、納入してください。**金額を訂正せず納入されると、差額分の未納や過誤納が生じます。なお、納入書の金額訂正方法は本手引きの12~14ページをご確認ください。
- 3 **市民税・都民税特別徴収の口座振替は当市では実施しておりません。**各金融機関が提供している地方税納入サービスをご利用ください。なお、同サービスに関する問い合わせは、直接、各金融機関へお願ひいたします。
- 4 3の各金融機関の地方税納入サービスをご利用される場合や、最初にお送りしている納入書以外の納入書で納入される場合は、**府中市の市町村コード「132063」・各事業所の特別徴収義務者指定番号（6桁）・期別**を必ずご記入ください。これらの情報に記入漏れや誤りがあると、正しく入金情報が作成されない場合があります。特に指定番号の記入誤りが多く見受けられます。指定番号は「市民税・都民税特別徴収税額の決定（変更）通知書」左上に記入されている6桁の番号です。確認のうえ、誤りのないようご記入ください。
- 5 例年、異動届の提出漏れによる督促状の行き違いが、多く発生していますので、提出漏れのないよう手続きをお願いいたします。異動届の書き方については本手引き3~4ページの記入例をご確認ください。
- 6 令和元年10月1日から地方税共通納税システムが稼働し、電子納税が可能となりました。ご利用についての詳細は、eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/> ※令和5年1月1日時点）をご確認ください。

納入書等取扱い上の注意

市民税・都民税の納入書の金額はOCR（光学式文字読取装置）により読み取り処理しますので、次の点にご留意のうえお取扱いください。

<記入について>

1 納入税額が印字してある税額と同額の場合

納入金額(2)欄には何も記入せずそのまま納入してください。

2 紳入税額が印字してある税額と異なる場合

最初にお送りした納入書に、次のとおりご記入のうえ納入してください。

※訂正印は不要です。￥、金、等は記入しないでください。

納稅義務者の退職、転勤、税額変更及び退職者の残りの税額を一括徴収した場合・・・記入例1（13ページ）

印字してある税額を二重線で抹消し、変更後の税額を納入金額(2)の「給与分」と「合計額」の欄へ記入してください。

退職所得に係る分離課税分の税額を納入する場合・・・記入例2～4（13～14ページ）

退職所得に係る分離課税分の市民税・都民税の合計額を納入金額(2)の「退職所得分」の欄へ、給与分の税額を納入金額(2)の「給与分」の欄へ、「退職所得分」と「給与分」の合計額を納入金額(2)の「合計額」の欄へ記入してください。

※納入済通知書裏面の「市民税・都民税納入申告書」に退職手当等支払金額、市民税額、都民税額、退職者住所、氏名及び勤続年数等を記入してください。

※マイナンバー制度導入に伴い、納入申告書に法人番号又は個人番号の記入をお願いしておりますが、個人事業主の方におかれましては、空欄のまま金融機関等にご提出いただき、別の納入申告書（個人番号を含む必要事項を記入したもの）を当市にご提出ください。

※給与分の税額に変更がない場合も、「給与分」の欄に税額を記入してください。

<数字の書き方等について>

1 記入数字の字体は、次のように分かりやすく記入してください。

(例) 〇 一 二 三 四 五 六 七 八 九 一

2 枠からはみ出さないように記入してください。

3 紳入済通知書は、折ったり、破ったり、汚したり、ホッチキス留めなどしないでください。

《記入例 1》

退職・転勤・税額変更等で、給与分の支払額を変更する場合

東京都 府中市 個人市民税 個人都民税 納入済通知書			公	632
市町村コード	口座番号	加入者名	303	
132063	00180-6-960632	東京都府中市会計管理者		
年月		指定番号	納入金額(1)	円
0506	00234570		152,000	
132063		給与分 (一括徴収 分を含む)	106500	
納入金		退職所得分		
金		延滞金		
納期限	令和5年7月10日 納入金額欄に￥記号は記入しないでください。			
取りまとめ店 〒330-9794 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター		(2) 合計額	106500	
領 収 日 付 印	所在地	〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地		
	名称	株式会社 東京府中		
		(特別徴収義務者)		

上記のとおり通知します。(受付店→三菱UFJ銀行府中支店(取りまとめ店)→府中市) 府中市保管

※記入される際は、黒又は青色のボールペンを使用してください。

《記入例 2》

退職所得に対する市民税・都民税を支払うが、給与分には変更がない場合

東京都 府中市 個人市民税 個人都民税 納入済通知書			公	632
市町村コード	口座番号	加入者名	303	
132063	00180-6-960632	東京都府中市会計管理者		
年月		指定番号	納入金額(1)	円
0506	00234570		152,000	
132063		給与分 (一括徴収 分を含む)	152000	
納入金		退職所得分	70000	
金		延滞金		
納期限	令和5年7月10日 納入金額欄に￥記号は記入しないでください。			
取りまとめ店 〒330-9794 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター		(2) 合計額	222000	
領 収 日 付 印	所在地	〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地		
	名称	株式会社 東京府中		
		(特別徴収義務者)		

上記のとおり通知します。(受付店→三菱UFJ銀行府中支店(取りまとめ店)→府中市) 府中市保管

退職所得に対する市民税・都民税を支払う場合、納入済通知書裏面の「市民税・都民税納入申告書」を必ず記入してください。(次ページの記入例4)

《記入例 3》

退職所得に対する市民税・都民税を支払い、かつ給与分の支払額を変更する場合

東京都 府中市 個人市民税 納入済通知書 ④ 632			
市町村コード	口座番号	加入者名	303
132063	00180-6-960632	東京都府中市会計管理者	
年月	指定番号	納入金額(1) 円	
050600234570		152,000	
132063	給与分 (一括徴収 分を含む)	123400	
納入金額	退職所得分	70000	
延滞金			
納期限	令和5年7月10日		
取りまとめ店	〒330-9794 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター		
領収印	〒183-8703 所在地 東京都府中市宮西町2丁目24番地 名称 株式会社 東京府中 (特別徴収義務者)		

上記のとおり通知します。(受付店→三菱UFJ銀行府中支店(取りまとめ店)→府中市) 府中市保管

※記入される際は、黒又は青色のボールペンを使用してください。

《記入例 4》

記入例2・3の裏面には、次のとおり退職手当等支払金額、退職者住所、氏名及び勤続年数等をご記入ください。個人事業主の方におかれましては、個人番号欄は空欄のまま金融機関等にご提出いただき、別の納入申込書（個人番号も記入のもの）を当市にご提出ください。

市民税 納入申告書 令和5年7月10日提出

府中市長

5年6月分	人員	1人
十億	千百十萬千百十円	12900000
特別徴収税額	市民税	42000
	都民税	28000
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記 のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。		
(特別徴収義務者) 住所又は 〒183-8703 所在地 府中市宮西町2丁目24番地 氏名又は 名 称 株式会社 東京府中		(受付印)
法人番号 (個人事業主の方は個人番号)	1234567890112	

お手数ながらご記入願います。

退職した日の属する 1月1日現在の住所	府中市 緑町1-8			
氏 名	府中花子			
勤 続 年 数	25 年			
支 払 金 额	12,900,000 円			
特別徴収税額	市民税	42,000 円	都民税	28,000 円